

# 最高裁判所 目次

最高裁判所庁舎	1
最高裁判所上大崎分館	2
東京高等・地方・簡易裁判所庁舎	3
東京地方裁判所民事執行部庁舎	5
東京家庭・簡易裁判所合同庁舎	6
東京簡易裁判所墨田分室	7

# 国有財産の有効活用 ヒアリング 調査票

(中央省庁・第1次出先機関、警察・防衛・矯正施設及び病院施設用)

省庁名		最高裁判所				
庁舎名等		最高裁判所庁舎				
類型						
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
36,624㎡	59,671㎡	1974年	1974年	商業地域	500%	32%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	最高裁判所は一切の法律、命令、規則又は処分等の憲法適合性を決定する権限を持つ最終審の裁判所であり、具体的には、上告、訴訟法において特に定める抗告の裁判をする権限を有している。また、訴訟手続、裁判所の内部規律等に関し最高裁判所規則を定める権限を持つほか、下級裁判所及び裁判所職員を監督するなどの司法行政権を有する。
2. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	裁判所法において「最高裁判所は、これを東京都に置く。」との規定があるため、東京都に置く必要がある。機能的にも、全国各地から提起される上告事件等処理するため、国の中心たる東京都内に置かれることが国民の利便性から望ましい。なお、裁判所法の規定により設置された最高裁判所庁舎新営審議会の決定により、昭和49年に霞ヶ関から現在の三宅坂に移転したものである。
3. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	2で記載したように現在地から移転することはまったく想定されていない。三権の一つであり、独立性が憲法上保障された司法府の最上級裁判所として、内閣及び国会と同様、国政の中心地に所在することが不可欠であり、およそ移転は考えられない。
4. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	最高裁判所庁舎新営審議会の決定により、司法府の最高機関としてふさわしい品位と重厚さを兼ね備えた庁舎を新築するという理念から、設計競技により現庁舎は新営されたものである。三権の一翼を担う司法権の最高機関たる最高裁判所の庁舎として、国会議事堂及び総理官邸と並ぶ位置付けにある。現在でも、設置趣旨目的に照らし十分に有効活用されている。
5. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	司法権の独立を確保する観点等から、集約化等の検討の余地はない。
6. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	最高裁判所庁舎は、司法権の象徴であり、単に有効利用という観点から移転や集約をするということにはなじまない。

**国有財産の有効活用  
ヒアリング 調査票**  
(分室・会議室・研修所等、倉庫・書庫及びその他用)

省庁名		最高裁判所				
庁舎名等		最高裁判所上大崎分館				
類型						
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
3,420㎡	571㎡	1962年		第一種住居地 域外	200%	8%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	敷地及び建物とも、裁判所共済組合に対し使用許可し、共済組合施設として利用されている。
2. 必要性 (業務遂行上、必要なものか。廃止するとした場合、問題があるか。どのような条件の下であれば可能か。)	今年度中に、廃止される予定である。
3. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	特になし
4. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	特になし
5. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	同敷地内には、裁判所共済組合所有の建物もあり、それを合わせた法定容積率に対する利用率は、55.6%である。
6. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	今後、廃止される予定である。
7. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	裁判所共済組合施設が廃止された後は、最高裁判所が当該敷地を管理することになる。別途、東京都内の裁判所庁舎について、事件の増加等を受けて増築が必要となっており、その手当てをする上で、何らかの形で活用することを考えている。

# 国有財産の有効活用

## ヒアリング 調査票

(中央省庁・第1次出先機関、警察・防衛・矯正施設及び病院施設用)

省庁名		最高裁判所				
庁舎名等		東京高等・地方・簡易裁判所庁舎				
類型						
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
19,288㎡	140,377㎡	1999年	1983年	商業地域	500%	145%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	東京高等裁判所においては、控訴事件の裁判などの第二審としての裁判及び管内の地方・家庭・簡易裁判所の監督などの司法行政事務を行っている。また、公正取引委員会や特許庁の審決に係る訴訟など特別の法律で東京高裁に第一審の裁判権を認めた事件の裁判も行っている。東京地方裁判所においては、主に第一審としての裁判及び司法行政事務等を行っている。東京地裁に、例えば、会社更正事件など全国の管轄が認められたり、特許権に関わる訴訟など東日本全体の専属的な管轄権が認められたりしている事件もある。東京簡易裁判所においては、罰金以下の罪等に係る訴訟の第1審等刑事事件に関わる裁判及び司法行政事務を行っている。
2. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により、東京高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所のいずれも東京都を所在地として設置することとされており、特に東京簡易裁判所の所在地は特別区の存する区域に限るとされている。裁判所の業務の特性上、利用者である国民は直接裁判所に出向く必要がある場合が多く、裁判所とのアクセスの良さが裁判手続を利用する上で不可欠の要素となっている。特に、いずれの裁判所も管轄区域として、人口が集中している東京23区を抱えており、多くの係属事件を持ち、中には国政の行方を左右するものも少なくない。特に東京高裁及び東京地裁は、その管轄権も特殊で、他の高裁・地裁とは異なり我が国全体や東日本について管轄を持つ場合があるほか、裁判実務をリードする上でも、日本を代表する裁判所である。利用者等の利便や、他の司法関連機関の配置状況等を考慮すると、現在地(中央官衙Aブロック(司法ブロック))に設置されていることが必要である。東京高裁及び地裁は、その前身も含めれば、近代司法制度及び官庁制度の創られた明治初期から常に中央官庁所在地と並んで設置されてきたという歴史的経緯もある。
3. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	2で記載したように利用者の利便性や、他の司法機関との配置状況等を考慮すれば、現在地(中央官衙Aブロック(司法ブロック))に設置されていることが必要である。事件の増加及び司法機能の拡大を背景として現有施設が既に狭隘となっていることから、やむを得ず、一部機能を別地に移転させる必要はあるが、全体として移転をすることは困難である。

**国有財産の有効活用  
ヒアリング 調査票**  
(中央省庁・第1次出先機関、警察・防衛・矯正施設及び病院施設用)

省庁名		最高裁判所				
庁舎名等		東京高等・地方・簡易裁判所庁舎				
類型						
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
19,288㎡	140,377㎡	1999年	1983年	商業地域	500%	145%

調査項目	回答欄
4. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	法定容積率に対する利用率も100%を超えている。事件の大幅な増加を受け、既にやむを得ず地方裁判所における執行部門、簡易裁判所における刑事事件の一部(交通事件)等を霞ヶ関官衙地区外に移転させている。加えて、司法制度改革が進み、新たな施設需要をもたらす裁判員制度等の新制度が導入されつつあるほか、法曹人口の大幅な増加が図られており、更に大きな施設需要を生じさせている。
5. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	司法権の独立、司法の中立性、廉潔性の確保の観点から、他機関の庁舎との集約化等の検討の余地はない。また、法廷、調停室等の事件関係諸室や身柄拘束された被告人などを留置するための身柄関係室、被告人を法廷等まで誘導するための専用廊下といった特殊な施設を多く必要とする裁判所庁舎の特性からみても、通常の事務スペースのみの行政庁舎等に集約化することは困難である。
6. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	本庁舎は床面積が14万㎡を超える大規模庁舎であるが、司法需要が増大し、事件数が大幅に増加してきている中にあり、さらに、小さな政府を目指した行政改革と表裏一体の改革として、事後チェック救済型社会を目指して司法制度改革が進められ、これに伴い裁判員制度に代表される各種制度の導入のほか、大幅な法曹人口の増加が図られている。現状でも、狭隘が著しい状況にあるが、さらに大幅な事件増が見込まれ、一層の狭隘化が予想される。現在、様々な手だてで狭隘解消に努めているが、既に限界であり、増築用地の確保に努めているところである。

**国有財産の有効活用  
ヒアリング 調査票**  
(中央省庁・第1次出先機関、警察・防衛・矯正施設及び病院施設用)

省庁名		最高裁判所				
庁舎名等		東京地方裁判所民事執行部庁舎				
類型						
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
2,856㎡	5,947㎡	2002年		第一種中高層住 居専用地域	200%	104%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行 われているか。)	主として民事執行事件を取り扱っている。
2. 位置 (どのような位置にある 必要があるか。)	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により、東京都を所在地とすることとされている。本来、一体的な司法の運用上、霞ヶ関にある東京地方裁判所本庁内にあるべきであるが、大幅な事件増等、司法需要の増大を受け、東京地簡裁庁舎が狭隘になったことから、平成12年、その一部をやむを得ず移転させたものである。
3. 現在地から移転する ことについて、問題 があるか。どのような 条件であれば可能か。	本来的には東京地裁本庁舎と一体で設けられるべきものであり、制度を利用する国民の利便性等からしても、現在の立地は必ずしも最上のものとはいえない。霞ヶ関地区又はそれにより近接する交通等が至便な場所において、司法機能として独立した庁舎とできるのであれば、移転を検討することは可能である。
4. 維持管理主体とし て有効活用していると 考えているか。その理 由は何か。また、有効 活用できない制約条件 があるか。	法定容積率に対する利用率も100%を超えており、有効利用されている。
5. 有効活用の観点か ら、合築や集約化する ことについて、問題が あるか。どのような条 件であれば可能か。	司法権の独立、司法の中立性、廉潔性の確保の観点から、他機関の庁舎との集約化等の検討の余地はない。
6. その他(庁舎の移 転・集約化に関する意 見等)	特になし

# 国有財産の有効活用

## ヒアリング 調査票

(中央省庁・第1次出先機関、警察・防衛・矯正施設及び病院施設用)

省庁名		最高裁判所				
庁舎名等		東京家庭・簡易裁判所合同庁舎				
類型						
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
4,166㎡	41,222㎡	1998年	1994年	商業地域	500%	197%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	家庭裁判所においては、主に家事事件並びに少年事件に関する裁判、調停及び司法行政事務を行っている。簡易裁判所においては、主に訴訟の目的の価額が140万円を超えない請求等に係る第1審の民事事件に関わる裁判や民事調停等及び司法行政事務を行っている。
2. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により、いずれも東京都を所在地とされ、特に東京簡易裁判所は特別区の存する区域に限るとされている。裁判手続は直接当事者が裁判所に向く必要がある場合が多く、これを利用する国民の利便性を確保する上では、アクセスがしやすい交通至便な場所に立地する必要性が強い。特に、家庭裁判所、簡易裁判所のいずれも、国民の家庭生活や市民生活に関わる問題を取り扱い、国民に極めて近い裁判所であり、また、管轄区域として人口が集中している東京23区を抱えているから、この地区の中心地たる霞ヶ関に置かれる必要がある。特に東京簡易裁判所は、東京23区内に所在する11簡裁を集約して、平成6年9月に設置されたものであるがその際、国民のアクセスの容易さ等の点から、霞ヶ関地区に庁舎を新営して置かれている。
3. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	2に記載したように利用者の利便性や、東京高地簡裁庁舎等の他の司法機関との配置状況等を考慮すれば、現在地(中央官衙Aブロック(司法ブロック))に設置されていることが必要である。
4. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	法定容積率に対する利用率も100%を大きく超えており、有効利用されている。
5. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	司法権の独立、司法の中立性、廉潔性の確保の観点から、他機関の庁舎との集約化等の検討の余地はない。
6. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	特になし

**国有財産の有効活用  
ヒアリング 調査票**  
(中央省庁・第1次出先機関、警察・防衛・矯正施設及び病院施設用)

省庁名		最高裁判所				
庁舎名等		東京簡易裁判所墨田分室				
類型						
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
2,562㎡				準工業地域	300%	

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	現在、PFI事業により庁舎を新営中である。 新庁舎完成後は、簡易裁判所で取り扱う事件のうち、民事関係においては、調停事件、支払督促事件、刑事関係においては、令状請求事件、交通事件及び司法行政事務等を行う予定である。
2. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	下級裁判所の設立及び管轄地域に関する法律により、所在地は東京都の特別区の存する区域に限定されている。
3. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	これから新営される庁舎である。
4. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	新営庁舎の延面積は、8,000㎡を超える予定であり、法定容積率に対する利用率は100パーセントを超える。
5. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	これから新営される庁舎であり、庁舎完成後は十分に有効活用される。
6. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	特になし